

別記「監督業務の内容 農林土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等
<p>1 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容把握</p> <p>(2) 施工体制の把握</p> <p>(3) 施工計画書の受理</p> <p>(4) 契約図書に基づく指示、承諾の内容把握</p> <p>(5) 条件変更に係る調査、指示、確認等</p> <p>(6) 受注者への指示</p> <p>(7) 変更設計図面及び数量等の作成</p>	<p>建設工事請負契約書、契約約款、仕様書、設計書、図面、現場説明書、質問回答書等を把握し、受注者に対して設計意図を正しく伝える。</p> <p>契約の履行上必要な以下の項目について把握する。</p> <p>①配置技術者の専任及び技術者の適正な配置</p> <p>②工程表</p> <p>③労働災害、退職金等の保険の加入状況</p> <p>④その他契約の履行上必要な事項</p> <p>受注者から提出された施工体制台帳の審査を行う。</p> <p>契約図書に基づいて受注者から提出された施工計画書の内容を把握する。</p> <p>契約図書に明示した指示、承諾、協議、受理等(詳細図等の作成を含む)を適切に行う。</p> <p>① 工事執行規則第28条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を求められたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討する。</p> <p>② 前項の調査結果に基づいて、受注者に指示又は通知する。</p> <p>設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、「指示、承諾、協議書(様式1)」により行うものとする。</p> <p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等に基づき作成する。</p>	<p></p> <p>執規 第21条</p> <p>執規 第28条</p> <p>執規 第28条 執規 第29条</p> <p>執規 第10条 執規 第21条</p>	<p>契 第10条</p> <p>契 第9条</p> <p>契 第18条</p> <p>契 第18条 設計変更事務 処理要領・同 運用基準</p> <p>契 第1条 契 第9条</p>	<p></p> <p>共仕第1編 1-1-5 共仕第1編 1-1-48 共仕第1編 1-1-3 共仕第1編 1-1-13</p> <p>共仕第1編 1-1-6</p> <p>共仕第1編 1-1-8 共仕第1編 1-1-3</p> <p>共仕第1編 1-1-17</p>

別記「監督業務の内容 農林土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等
<p>2 品質・出来形の確保、施工状況の確認等</p> <p>(1) 事前調査等</p> <p>(2) 工事材料の検査等</p> <p>(3) 工事施工の立会い・段階確認</p> <p>(4) 改造の指示及び破壊検査</p> <p>(5) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</p>	<p>下記の事前調査を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示 ② 既設構造物・障害物の把握 ③ 支給(貸与)品の確認 ④ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑤ 工事区域用地の把握 ⑥ 事業損失物件の確認 ⑦ その他必要な事項</p> <p>契約図書において、監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された材料の検査又は立会いを行う。また、材料検査については別紙「土木工事、農林土木工事における工事材料の検査について」により行う。</p> <p>契約図書又は監督員の指示により、監督員の立会い又は段階確認の上、施工するものと指定された工事において行う。</p> <p>① 工事の施工が設計図書に適合しない事実を確認した場合で、必要があると認められるときは、改造の指示を行う。</p> <p>② 工事執行規則第24条第2項若しくは第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合には、工事の施工部分を破壊して検査する。</p> <p>契約図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を立会いの上、設計図書に基づき検査を行う。</p>	<p>執規 第24～25条</p> <p>執規 第25条</p> <p>執規 第21条 執規 第27条</p> <p>執規 第27条</p> <p>執規 第26条</p>	<p>契 第13～14条</p> <p>契 第14条</p> <p>契 第9条 契 第17条</p> <p>契 第17条</p> <p>契 第15条</p>	<p>共仕第1編 1-1-44 共仕第1編 1-1-19 共仕第1編 1-1-42 共仕第1編 1-1-10</p> <p>共仕第2編 第1章第2節</p> <p>共仕第1編 1-1-22</p> <p>共仕第1編 1-1-19</p>
<p>3 工程に関する監督</p> <p>(1) 関連工事との調整</p> <p>(2) 工程の把握及び工事促進の指示</p> <p>(3) 工期変更の事前協議及びその結果の通知</p>	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて契約担当者の行う工事の調整に協力する。</p> <p>受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。</p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条、第22条第1項及び第23条第1項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	<p>執規 第9条</p> <p>執規 第22条の2</p>	<p>契 第2条</p> <p>契 第11条</p> <p>契 第15条 契 第17条 契 第18条 契 第19条 契 第20条 契 第21条 契 第22条 契 第23条</p>	<p>共仕第1編 1-1-31</p> <p>共仕第1編 1-1-18</p>

別記「監督業務の内容 農林土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等
<p>4 契約担当者への報告</p> <p>(1) 工事の中止及び工期の検討及び報告</p> <p>(2) 一般的損害の調査及び報告</p> <p>(3) 天災、その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告</p> <p>(4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>(5) 部分使用の確認及び報告</p> <p>(6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p> <p>(7) 部分払(出来形確認請求)時の出来形の審査及び報告</p> <p>(8) 工事関係者に関する措置請求</p> <p>(9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者へ報告する。</p> <p>一般的損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p> <p>① 天災、その他の不可抗力による損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者へ報告する。</p> <p>部分使用を行う工事目的物の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、受注者と協議し、契約担当者へ報告する。</p> <p>出来形確認請求があった場合は、内容を審査の上、出来形歩合調書を作成し、契約担当者へ報告する。</p> <p>現場代理人が、その職務の執行につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者へその措置請求を行う。</p> <p>① 工事執行規則第52条第1項及び第53条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者に対して措置要求を行う。</p>	<p>執規 第29条の2</p> <p>執規 第30条</p> <p>執規 第34条</p> <p>執規 第36条</p> <p>執規 第36条</p> <p>執規 第35条</p> <p>執規 第41条</p> <p>執規 第42条</p> <p>執規 第45条</p> <p>執規 第23条</p> <p>執規 第52条 執規 第53条</p>	<p>契 第20条</p> <p>契 第21条</p> <p>契 第27条</p> <p>契 第29条</p> <p>契 第29条</p> <p>契 第28条</p> <p>契 第33条</p> <p>契 第34条</p> <p>契 第37条</p> <p>契 第12条</p> <p>契 第43条 契 第43条の2 契 第44条</p>	<p>共仕第1編 1-1-16</p> <p>共仕第1編 1-1-46</p> <p>共仕第1編 1-1-46</p> <p>共仕第1編 1-1-29</p> <p>共仕第1編 1-1-28</p> <p>共仕第1編 1-1-28</p> <p>共仕第1編 1-1-32</p> <p>昭和60年10月23日付け「天災その他の不可抗力により工事出来形部分等に損害を生じた場合における事務の取扱いについて」</p> <p>平成21年3月31日付け「建設工事請負代金の部分払の取扱いについて」</p> <p>昭和45年9月21日付け「出来形歩合調書について」</p>

別記「監督業務の内容 農林土木工事編」

項目	業務内容	静岡県工事執行規則 関連条項	静岡県工事請負契約約款 関連条項等	農林土木工事 共通仕様書 関連条項等	
5 その他 (1)現場発生品の 処理 (2)建設副産物の 適正処理状況 等の把握 (3)地元対応 (4)関係機関との 協議・調整 (5)臨機の措置 (6)事故等に対す る措置 (7)検査申請 (8)工事成績の 評定 (9)工事完成検 査等の立会い 参考資料	② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。	執規 第54条	契 第45条		
	③ 契約が解除された場合は、出来形部分に関する調書を作成し、契約担当者に報告する。	執規 第55条	契 第46条		
	工事現場における発生品は、品質、規格、数量等を確認し、その処理方法を指示する。				共仕第1編 1-1-20
	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。				共仕第1編 1-1-21
	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し、必要な措置を行う。				共仕第1編 1-1-42
	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。				共仕第1編 1-1-42
	災害防止、その他工事の施工上、特に必要と認めるときは、受注者に対して臨機の措置を求める。	執規 第33条	契 第26条		共仕第1編 1-1-49
	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、所属長又は主務課長等に報告する。				工事事故対応 マニュアル(経 済産業部)
	担当監督員は、次のいずれかに該当するときは、工事検査申請手続きを行う。 (1)完成届出書を受理したとき (2)出来形確認請求書を受理したとき (3)契約の解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき (4)中間検査申請書を受理したとき	執規 第39条	契 第31条 静岡県建設工 事検査要領		
監督員は、工事が完成したときは、静岡県建設工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。			静岡県建設工 事成績評定要 領及び同運用 通知		
工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等が立会う。 工事の完成、出来形、中間の各検査時は、原則として監督員等(総括監督員、主任監督員、担当監督員等)が立会う。			静岡県建設工 事検査要領		
別添「執行規則に基づく監督業務の内容」					

(注)「執規」は静岡県工事執行規則をいう。

(注)「契」は静岡県建設工事請負契約約款をいう。

(注)「共仕」は農林土木工事共通仕様書をいう。